

第1回豊橋市教育課題検討会議録

- 1 開催日時 平成23年8月12日（金）午前10時00分～午前11時30分
- 2 開催場所 豊橋市役所東館 東84会議室
- 3 出席者 委員 岩崎正弥、白井正康、白井宏治、村川博美、高橋豊彦、内藤静江、朝倉京子 ※敬称略
事務局 石黒拓夫（教育部長）、加藤喜康（教育政策課長）、上村安彦（教育政策課長補佐）、柴田祥宏（教育政策課指導主事）、山本誠二（教育政策課主査）
- 4 欠席委員 宮本忠、鈴木啓史 ※敬称略

5 議事

(進行：事務局教育政策課長)

1 委員の紹介

2 会議の設置目的について

豊橋市教育課題検討会議設置要綱について

全体スケジュール

3 役員の選任について

(進行：岩崎会長)

4 豊橋市を取り巻く教育環境の現状等について

- (1) 学校別児童生徒数と学級数の推移（予測）について
- (2) 特定地域隣接校選択制及び特認校制の現状と課題について
- (3) 他都市の状況について
- (4) その他

5 その他

次回会議日

○議事要旨

1 委員の紹介

岩崎委員より名簿順に自己紹介。

2 会議の設置目的について

<教育政策課長>

会議の設置目的について。

さまざまある教育課題の中から、今年度と来年度は学校規模の適正化について検討をしていくたい。具体的には、次の3つの項目について。

- ・豊橋市としての適正な学校規模とはどの程度の学級数であるか
- ・適正とされる学級数を実現するためにどのような策を講じるべきか
- ・その際生じる問題は、どのような手順でクリアしていくべきか

これらの項目を議論し、豊橋市としての学校規模の適正化に関する考え方(基本方針)を取りまとめていきたいと考えている。その際には特定地域隣接校選択制（以下、選択制）や特認校制を踏まえて考えていきたい。

会議は、今年度4回、来年度4回の計8回を予定しており、内容は以下のように考えている。

第1回（今回）：会議の主旨と目的の確認。選択制と特認校制の現状の説明。

第2回（10月）：適正規模に係るメリット・デメリットの再確認。選択制・特認校制のアンケート調査に向けた意見徴収。

第3回（12月）：アンケート調査の結果を受けて現在の制度の整理。学校規模適正化に向けた具体的な手法を、統廃合を含めて検討する。

第4回（来年2月）：一定の考え方の骨子の策定及び中間報告。

第5回（来年4月、6月、8月、10月）：中間報告に肉付けをし、基本方針並びに方策を決定することに加えて、達成するまでに行うべき手順、優先順位等を固め、最終的には、豊橋市版「学校規模の適正化に向けた基本方針」を策定し、豊橋市教育委員会へ提言。

なお、本会議とは別に「豊橋市立小・中学校通学区域審議会」というものがあり、教育委員会の諮問に応じて通学区域の設定・改廃について答申を行う。

通学区域審議会では、現在、12学級から24学級を豊橋市では適正としており、（文部科学省では12から18学級）、31学級以上を大規模、過小規模は各学年が1学級になった場合としている。

通学区域審議会では、通学区域を決定する際には次の守るべき3原則を設けている。

- ・通学区域の適正化
- ・通学の安全確保
- ・通学区域の明確化

これまでの通学区域審議会での決定を踏まえたうえで議論をしていきたいと考えている。

<委員>

財政的なものを優先するのか、子どもの安全を優先して議論をするのかどちらでしょうか。

<教育政策課長>

まずは、子どもの教育を第1としつつも、財政的なものも課題となる。次回、整理をして説明をさせていただきたい。

3 役員の選任について

委員長・副委員長の選任。

委員長 岩崎正弥氏（委員の互選により決定）

副委員長 白井正康氏（委員長指名により決定）

4 豊橋市を取り巻く教育環境の現状等について

(1) 学校別児童生徒数と学級数の推移（予測）について

<教育政策課長>

全体の傾向として、少子化を受けての減少傾向の予測となっており、平成 29 年には、平成 23 年と比較して-4.88%になる。

しかし、個々に見ていくと、例えば吉田方小学校は、今後も大きく増加傾向にある予測となっており、地域によって若干差が生じている。

なお、この予測表は、選択制や特認校制の活用を加味していない人口データから算出を行っている。

<委員>

普通学級と特別支援学級とに分けて示して欲しい。

<教育政策課長>

承知いたしました。

<委員>

低学年と高学年で、学級の児童の定数は異なるのか。

<委員>

豊橋市では小学 1 年生、2 年生及び中学 1 年生が、35 人学級になっており、他は 40 人学級になります。

<委員>

学級数が増えると予測されている学校について、現在の施設で対応できるか否かを分かるようにして欲しい。

<教育政策課長>

承知いたしました。

(2) 特定地域隣接校選択制及び特認校制の現状と課題について

<教育政策課長>

「特定地域隣接校選択制」は、特定の区域を設定し、隣接する学校も選択できるようにすることで、学校規模の適正化と学習環境の改善を図ることを目的としている。現在は、吉田方小学校、岩田小学校、幸小学校の 3 地域で平成 19 年度から実施している。これは、当初、概ね 1,000 人級の規模の大きな学校について、通学区域を変更することなく、また、校舎の増築等をすることなく規模を安定させるために導入した制度である。

それぞれの選択できる地域は、表の 2 対象となる学校及び特定地域をご覧いただきたい。例えば、吉田方小学校区では、菰口町、野田町に住む児童は松葉小学校を、新栄町に住む児童は花田小学校を選択することができる。

実際にどの程度この制度を活用しているかですが、今年度、新規に松葉小学校を選択した児童は 15 名、新規に花田小学校を選択した児童は 28 名の合計 43 名の児童が吉田方小学校以外の学校

への通学を選択したことになります。

ご覧いただきますといろいろ見えてくるが、例えば、岩田小学校を見ると、制度導入前の平成18年度には、全校児童が985人いたが、毎年児童数は減少傾向にあり、当初は全体で30学級あったものが、今年度はすでに25学級まで減少してきている。また、幸小学校では、選択できる地域の人口が元々少ないため非常に少ない制度の利用状況となっている。

問題点としては、①の表の右に記載していますが、居住地域と通学する学校とが異なるため、町の自治会活動、子ども会活動、成人式などに支障が生じており、地域コミュニティの崩壊に繋がるとの意見も聞こえてきています。

表の一番右には、23年5月1日現在の選択制を利用している延べ人数が記載しております。吉田方小学校区で松葉小学校を選択している児童は、全体で152名、花田小学校を選択している児童は、121名です。

また、岩田小学校区は、豊小学校を選択している児童数は29名、多米小学校は2名です。

幸小学校区は、全員で3名の児童が選択を行っている状況で、総合計で307名の児童が選択制を利用している。

「特認校制」は、下条小学校、嵩山小学校、賀茂小学校の小規模校3校で実施しており、小規模校の特色を活かして、特色ある学校づくりを行い、その学習環境の中で子どもを学ばせたい希望者(一定の条件をクリアした者)が通学区域にとらわれずに入学できる制度です。そして、学校規模の適正化を図るものである。

利用状況は、嵩山小学校が10名、賀茂小学校が1名です。

<委員>

嵩山小学校のみ実績が高いということに理由はあるのでしょうか。

<委員>

私が知っている範囲でお答えします。

豊橋市中心部からの距離で考えると、下条が一番近く、賀茂と嵩山は同じくらい離れている。

問い合わせも、嵩山がもっとも多い。基本的に送り迎えをしなければならないが、中学校まで含めて考えると、市街地に位置する青陵へ進学するより下条よりも賀茂や嵩山の方が、人気があり、嵩山の方が、自然環境が良いということで人気があると思われる。

<委員>

自然あふれる環境を求めて来る人が多いのか、指定校ではうまくなじめずに離れた学校へ来る人が多いのか、どちらでしょうか。

<委員>

どちらの理由の者もいるが、ひとりひとりきめ細やかに対応してくれることを理由とするの方が多いようである。

<委員>

子ども会活動は、特認校でやるのか、住んでいる地域で参加するのか。

<委員>

特認校でやる者が多い。

<委員>

通学は、親が送迎するのですよね。

<委員>

そうです。負担になるため、嵩山に移り住む親もいる。

<委員>

通学区域の弾力化に約 20 項目あるが、特認校との違い及び住み分けは。

<委員>

特認校は、全市的に通学区域の制限を外したもので、様々な課題を抱える子も少人数の学校で通うことができる。特認校は、過小規模校の解消を図りたいという目的があり、複式学級を作らないために実施しているもの。通学区域の弾力化は、例えば 6 年生の途中で引越しする場合などに、卒業するまで従来通って来た小学校へ通いたいと言ったときに認めるもの。

<委員>

特認校で成功した例は全国でも少ない。嵩山は、良く集まつたものだなと思う。何かしら、最先端情報教育を行っている、小中一貫校であるなど、特徴的なことがなければ成功はしにくい。結局、通学の送迎が問題となる。ここで、賀茂と下条が成功していない理由を整理しておく必要がある。

<教育政策課長>

平成 19 年度から特認校制を開始してきたわけだが、課題などについては、実施するアンケート調査も利用してまとめていきたいと思っている。

<委員>

子どもにとっての良い教育環境と地域コミュニティを崩壊させないということを両建てで考えていかなければならない。

<委員>

子ども達のより良い教育環境を目指すなら、複式学級は避けるようにして考えていかなければならないと思う。

<委員>

平成 29 年度まで予測が出ているが、そのときまでに複式になる見込みはあるのか。

<教育政策課長>

ないです。

<委員>

複式学級は、どの法令で規定をされているのか。

<委員>

県と国の基準が異なっており、県の方が複式になりにくいうように運用されている。

また、次のとき資料かなにかを示してもらえますか。低学年と中学年以上で基準が異なっています。

<委員>

小学校設置基準第 5 条に学級の編成にあります。「小学校に学級は、同学年の児童で編成するも

のとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編成することができる。」

＜委員＞

資料だけでは分からぬですが、過大規模な学校の横に過小規模校があるということが分かる資料はないでしょうか。全市的に子どもが多い少ないが分かるような。地図上で分かるといいなと思います。

＜委員＞

選択制の場合は、問題点が自治会の中でも出ていると聞いている。選択制、特認校制を実施するにしても、ある程度まとまった規模で実施していく必要がある。

＜委員＞

子ども達により良い教育環境を提供していくためには、どのようにしていくのがいいかと言う視点に立って進めていくことが、大切だと思う。

＜委員＞

過大規模、過小規模の課題だけでなく、選択制や特認校制を導入したがために生じた課題もあると思う。事務局として、現在これら課題に対する方向性が決まっていたら、教えてほしい。

＜教育政策課長＞

具体的には決まっていません。地元との意見交換や今日のような会議を進めたり、アンケートを実施したりして方向性を定めて行きたいと考えています。

＜委員＞

校区コミュニティの崩壊につながるというのは、大げさな表現ではないと思う。

例えば、選択制で花田小学校へ通うようになると、私は花田小学校だからという風になってしまっていることがある。また、住宅の広告などには、花田・吉田方のどちらの小学校も選択できますと、軽い表現に書かれていることが多いのも問題である。

＜委員＞

防災、教育、子ども会などの問題があるが、これらの住み分けをうまくやれればこの選択制は、うまく行くと思う。

＜委員＞

次回は、アンケートに関することも検討するわけですね。適正規模と言ったときに、数だけでなく質も問題になってくるので、アンケートの議論をするときに一緒に検討をしたい。

（3）他都市の状況について

＜教育政策課長＞

他都市の状況として、豊田市の「学校規模の適正化に関する基本方針」及び名古屋市の「小規模対策に関する基本方針」を配付させていただいている。

構成に若干違いはあるが、いずれも、より良い学習環境の実現のために全市的な視点を持った上で、地域の特性に配慮しながら、適正な規模を定義付けし、それを満たさない場合の対応方法の記載がされている。

例えば、東京都の場合だと、私立の小中学校も多数あり、居住地域の小中学校に通わないことも決してイレギュラーなことではございません。ですから、本市とは違った自由選択性の導入

を行っている品川区のような自治体も全国には存在しています。

また、ブロック内での選択制を認めている埼玉県川口市など、その取組みは様々でございます。しかしながら、本市の選択制はあくまで第一義的には、過大規模校の解消策のために導入してまいりましたので、その意味からは、方向性といたしまして、豊田市や名古屋市の冊子の構成が本市にとって参考になるのではないかと考えている。

ロードマップ的な手引書が策定できればと思っている。

5 その他

次回の開催日について。

第2回：10月31日（月）午前10時

<委員>

GISを使用して地図上に示してほしい。

<教育政策課長>

難しいが、検討します。

<委員>

隣接校・特認校にかかる部分だけのアンケートでよいのか。

<教育政策課長>

学校規模適正化と言う中で、進めている。その中の選択肢の一つとして隣接校・特認校を実施しているので、隣接校・特認校に係る地域へアンケートを行うことを考えている。

今後、吉田方校区などでの選択制の説明会が控えているが、そのときに出た意見などをみなさんにお話したいと考えている。